

基山町家庭用浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活雑排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、家庭用浄化槽の設置に要する経費について、予算の範囲内において基山町家庭用浄化槽設置整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、基山町補助金等交付規則（平成7年規則第4号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭用浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽をいい、し尿と生活雑排水を併せて処理する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量（以下この号において「BOD」という。）による汚濁負荷量の除去率が90%以上のものであり、放流水のBODが20mg/l（日間平均値）以下の機能を有するとともに、合併浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知）に適合する10人槽以下のものをいう。
- (2) 単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。
- (3) くみ取り便槽 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第29条第3号に規定する便槽をいう。
- (4) 転換 既存の単独処理浄化槽又はくみ取り便槽を撤去し（埋め殺しを除く。）、家庭用浄化槽を設置することをいう。
- (5) 配管 生活雑排水を家庭用浄化槽本体に流入させ、又は家庭用浄化槽本体で処理した水を公共用水域等に放流させるために必要な管渠^{きょ}及びますをいう。
- (6) 対象地域 町内全域のうち、次に掲げる区域以外の地域とする。ただし、アに掲げる区域のうち、供用が開始されていない地域又は、補助申請の年度中に下水道整備の工事発注がされない地域については、この限りではない。
 - ア 公共下水道の事業計画の認可を受けた区域
 - イ コミュニティ・プラントの設置区域
 - ウ 生活排水処理施設の設置区域
- (7) 排水設備 下水道法（昭和33年法律第79号）第10条第1項に規定する排水設備（屋内の排水管、これに固着する洗面器並びに水洗便所のタンク及び便器を含み、し尿浄化槽を除く。）をいう。

(補助金の交付対象地区、対象者及び要件)

第3条 町は、対象地域内において、家庭用浄化槽を設置しようとする者（次項において「設置者」という。）に対して補助金を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に基づく確認を受けずに、家庭用浄化槽を設置する者
- (2) 循環型社会形成推進交付金交付要綱（平成26年4月1日付け環発第1404019号環境事務次官通知）に基づく構造を有しない家庭用浄化槽を設置する者
- (3) 住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者
- (4) 設置者又はその属する世帯の者が町税等の滞納者
- (5) 基山町暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第4号に規定する暴力団等に該当する者
- (6) 町長が別に定める浄化槽の工事基準に適合しない方法により家庭用浄化槽を設置する者

(補助金額)

第4条 家庭用浄化槽を設置する場合における補助金の額は、別表第1の人槽区分に応じ、同表に掲げる金額とする。ただし、限度額より下回る場合は、その額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

2 転換を行う場合は、別表第2に掲げる金額を前項に規定する補助金の額に加算することができる。ただし、限度額より下回る場合は、その額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

3 転換に係る工事に付帯して宅内配管工事を行う場合は、別表第3に掲げる金額を第1項に規定する補助金の額に加算することができる。ただし、限度額より下回る場合は、その額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(補助金交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 審査期間（浄化槽法第5条第2項に規定する期間をいう。）を経過した浄化槽設置届出書の写し
- (2) 浄化槽設置場所の案内図及び浄化槽設置配置図
- (3) 登録浄化槽管理票（C票）及び登録証の写し
- (4) 保証登録証（市町村用）
- (5) 浄化槽設置講習会受講済書の写し
- (6) 下水道接続に関する承諾書（様式第2号）、町税等納付状況閲覧承諾書（様式第

3号) 及び誓約書(様式第4号)

(7) 浄化槽設置工事費の見積書の写し

(8) 住宅等を借りている者は、賃貸人の家庭用浄化槽設置に関する同意書(様式第5号)

(9) その他町長が必要と認める書類

2 前条第2項に規定する補助金の申請者は、前項各号の書類に加え、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の配置図及び配管図

(2) 単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の設置状況を確認できる写真

(3) 単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の撤去に係る見積書

3 前条第3項に規定する補助金の申請者は、第1項各号の書類に加え、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 宅内配管工事の配管図

(2) 宅内配管工事に係る見積書

(交付の決定及び通知書類)

第6条 町長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定することとする。

2 町長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者に対しては、交付条件を付した補助金交付決定通知書(様式第6号)により、交付しないと決定した者に対しては、補助金不交付決定通知書(様式第7号)によりそれぞれ通知する。

(変更承認申請書等)

第7条 前条第2項の規定により補助金交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、同項の補助金交付決定通知を受けた後、補助金申請内容を変更する場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、変更承認申請書(様式第8号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請を受理した場合は、速やかに審査し、変更を承認する場合は変更承認通知書(様式第9号)により、承認しない場合は変更不承認通知書(様式第10号)によりそれぞれ通知するものとする。

3 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに書面により町長に報告してその指示を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 補助対象者は、補助金に係る事業完了後1か月以内(前条第1項の規定により、事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から1か月以内)又は当該年度の3月10日のいずれか早い日までに実績報告書(様式第11号)に次の書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し(補助対象者

が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類)

- (2) 浄化槽法定検査依頼書の写し
- (3) 浄化槽設備士が確認したチェックリスト
- (4) 浄化槽設置工事請求書又は領収書の写し
- (5) 浄化槽設置工事施工確認の写真
- (6) 浄化槽設置配置図
- (7) 浄化槽設備士免状の写し(昭和62年度以前の資格取得者は、小規模合併処理浄化槽施行技術特別講習会修了証書の写し又は当該特別講習会受講証明書の写し)
- (8) その他町長が必要と認める書類

2 第4条第2項に規定する補助金の補助対象者は、前項各号の書類に加え、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 浄化槽使用廃止届出書の写し
- (2) 単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の撤去完了を証明する写真
- (3) 単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の撤去に係る請求書又は領収書の写し
- (4) 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の写し

3 第4条第3項に規定する補助金の補助対象者は、第1項各号の書類に加え、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 宅内配管工事の完了を証明する写真
- (2) 宅内配管工事に係る請求書又は領収書の写し
(交付額の確定)

第9条 町長は、前条の規定により、提出された実績報告書を審査し、遅滞なく、職員に家庭用浄化槽設置の完了検査を実施させ、補助事業の成果が、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し補助金交付額確定通知書(様式第12号)により速やかに補助対象者に通知する。

(補助金の請求及び交付)

第10条 前条の通知を受けた補助対象者は、補助金交付請求書(様式第13号)により、町長に請求するものとする。

2 町長は、前項の請求に基づき補助金を交付するものとする。

(補助金交付の取消し)

第11条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽り或其他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 第3条第2項各号の規定により付した条件に違反したとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (4) 補助金交付の要件に違反したとき。

(5) 第2条第6号ただし書に規定する対象地域において、下水道の整備に伴い、町より家庭用浄化槽から公共下水道へ切替を行うよう通知を受けた時から3ヶ月以内に排水設備を設置しない者

(補助金の返還)

第12条 町長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(現場の確認)

第13条 町長は、補助事業を適正に執行するため、必要と認めるときは、職員に家庭用浄化槽の設置工事の状況を施行の現場において確認させるものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月23日告示第34号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月20日告示第23号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

人槽区分	補助限度額 (円)
5人槽	332,000
6人槽	414,000
7人槽	
8人槽	548,000
9人槽	
10人槽	

別表第2 (第4条関係)

対象経費区分	補助限度額 (円)
単独処理浄化槽撤去費用	120,000
くみ取り便槽撤去費用	90,000

別表第3（第4条関係）

対象経費区分	補助限度額（円）
転換に係る工事に付帯して行う宅内 配管工事費用	300,000